

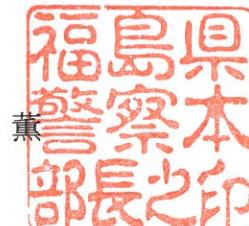
一般国道115号相馬福島道路における交通指導取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定

福島県警察本部長及び宮城県警察本部長は、一般国道115号相馬福島道路における交通指導取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（令和3年4月23日付け福島県公安委員会及び宮城県公安委員会との協定。以下「職権行使協定」という。）に基づき、細目的事項を次のとおり協定する。

令和3年4月23日

福島県警察本部長

警視監 和田



宮城県警察本部長

警視監 千野啓太郎



(相互協力)

第1条 福島県警察及び宮城県警察（以下「協定県警察」という。）は、職権行使協定の実施に関し相互に協力するものとする。

(交通指導取締り及び警らの区域)

第2条 協定県警察の警察官が相互に交通指導取締り及び警らを行う区域は、職権行使協定第1条に規定する区域（以下「協定区域」という。）とする。

(交通事故事件の捜査)

第3条 協定区域における交通事故事件の捜査は、原則として福島県警察が行うものとする。

(応急措置)

第4条 宮城県警察の警察官は、協定区域内の交通事故、道路の損壊その他交通の安全と円滑を害する事案（以下「交通事故等」という。）の発生を認知したときは、当該交通事故等について必要な措置を執るとともに、速やかに福島県警察に通報するものとする。

(協力要請)

第5条 協定県警察は、協定区域で交通事故等が発生した場合において、必要があると認めるときは、協定区域において勤務中の協定県警察の警察官の協力を求め、又は協定県警察に対して、警察官の出動その他の協力を要請することができるものとする。

(協力要請の手続)

第6条 協定県警察は、前条の規定により警察官の出動その他の協力を要請するときは、東北管区警察局総務監察・広域調整部高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和3年4月24日から実施する。
- 2 一般国道115号相馬福島道路における交通指導取締り等に関する警察官の職權行使についての細目的事項の協定（令和元年12月20日付け福島県警察本部長及び宮城県警察本部長協定）は、廃止する。

